

## 令和4年11月相模原市教育委員会定例会

日 時 令和4年11月11日(金)午後3時00分から午後5時50分まで

場 所 相模原市役所 第1特別会議室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第44号) 相模原市岩本育英奨学金規則の一部を改正する規則について(教育局)

日程第 2 (議案第45号) 相模原市立学校の教職員の人事について(学校教育部)

日程第 3 (議案第46号) 相模原市立学校の教職員の人事について(学校教育部)

日程第 4 (議案第47号) 相模原市立学校の教職員の人事について(学校教育部)

日程第 5 (議案第48号) 相模原市個人情報の保護に関する法律施行条例について(教育局)

日程第 6 (議案第49号) 相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会条例について(教育局)

日程第 7 (議案第50号) 相模原市情報公開条例及び相模原市公文書管理条例の一部を改正する条例について(教育局)

日程第 8 (議案第51号) 相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について(学校教育部)

日程第 9 (議案第52号) 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について(教育局)

日程第10 (議案第53号) 令和4年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について(教育局)

日程第11 (議案第54号) 令和4年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について(教育局)

日程第12 (報告第19号) 相模原市学校給食あり方検討委員会からの中間答申について(学校給食課)

出席者（6名）

教 育 長	渡 邊 志寿代
教育長職務代理者	小 泉 和 義
委 員	平 岩 夏 木
委 員	岩 田 美 香
委 員	宇田川 久美子
委 員	白 石 卓 之

説明のために出席した者

教 育 局 長	高 橋 良 明	学校給食・規模適正化 担 当 部 長	片 岡 聡 一
学 校 教 育 部 長	細 川 恵	生涯学習部長	増 田 美樹夫
教 育 局 参 事 兼教育総務室長	兼 杉 千 秋	教育総務室総括副主幹 ( 総務企画班 )	的 場 秀 剛
教 育 局 参 事 兼学務課長	佐 藤 洋 一	学務課総括副主幹 ( 学 務 班 )	一之瀬 素 弘
教 育 局 参 事 兼学校給食課長	鈴 木 一 広	学校給食課総括副主幹 ( 企画推進班 )	林 壮 太
教 職 員 人 事 課 長	中 井 一 臣	教職員人事課担当課長 ( 人 事 班 )	辻 野 宏
学 校 教 育 部 参 事 兼教職員給与厚生課長	長谷川 一 男	教職員給与厚生課担当課長 ( 給 与 班 )	小 川 裕 二
学 校 教 育 部 参 事 兼学校施設課長	米 山 守	青少年相談センター所長	加 藤 政 義
生涯学習部参事 兼生涯学習課長	松 本 隆 人	文化財保護課長	武 井 弘 子
生涯学習部参事 兼 図 書 館 長	遠 藤 誠	相模大野図書館長	杉 山 吏 一
情報公開・文書管理課 総括副主幹(情報公開班)	清 水 寛 誉		
事務局職員出席者			
教育総務室主任	栗 原 明 伸	教育総務室主任	阿 理 恵 理

開 会

渡邊教育長 ただいまから、相模原市教育委員会 11 月定例会を開会いたします。

本日の出席は 6 名で定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、岩田委員と宇田川委員を指名いたします。

それでは、日程に入ります。

はじめに、お諮りいたします。

本日の会議の日程 2、議案第 45 号「相模原市立学校の教職員の人事について」から、日程 11、議案第 54 号「令和 4 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について」までは、会議規則の規定により公開しない会議として取り扱うことにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、本日の会議のうち、日程 2 から日程 11 については、公開しない会議といたします。

なお、公開しない会議とする案件は、会議の最後に審議することといたします。

相模原市岩本育英奨学金規則の一部を改正する規則について

渡邊教育長 はじめに、日程 1、議案第 44 号、「相模原市岩本育英奨学金規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

片岡学校給食・規模適正化担当部長 それでは、日程 1、議案第 44 号、「相模原市岩本育英奨学金規則の一部を改正する規則について」ご説明させていただきます。

本奨学金は、元国務大臣でありました故岩本信行氏の遺業を永く後世に伝えるため設立された、旧財団法人岩本育英会からの寄附金を基に創設された返済不要の給付型の奨学金になります。

それでは、資料に基づきましてご説明いたします。

本議案の提案理由についてですが、大野南中学校分校の開校に伴い、成人に達している方への配慮が必要となったことから相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定によりご提案させていただくものです。

詳細については、ページを1枚おめくりください。

新旧対照表でございます。左側が現行、右側が改正案でございます。

中段の第6条第2項をご覧いただきたいと思います。

「前項の奨学生願書には、本人及びその保護者が連署しなければならない。」との規定は現在未成年者を対象としております。志願者の年齢制限の有無について、財団の寄附時の理事長に確認したところ、必要ないという意向が確認できたことから、改正案といたしまして、「本人」という記載を「志願者」に改めるとともに、「保護者」を「志願者が成年に達している場合にあっては、志願者の生計を維持する者」とするものです。また、ただし書きにおいて、「本人が成人に達している場合であって当該志願者に保護者がいないときはこの限りでない」ということを追記することで、簡単に申しますと、年齢制限がなく願書を提出することができるように変更いたしたくご提案させていただきます。

本日、ご決定いただきますと、令和4年11月14日、すなわち来週月曜日に公布、施行させていただきます。

以上で、議案第44号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定いただきますようお願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 簡単には、枠を広げるということですので、また財団の方の了承も得ているということですので、ぜひこれは進めていただけたらなと。とてもいい提案をいただきました。

以上です。

渡邊教育長 ほかに何かご意見がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 質疑、ご意見はありませんので、これより採決を行います。

議案第44号、「相模原市岩本育英奨学金規則の一部を改正する規則について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第44号は可決されました。

相模原市学校給食あり方検討委員会からの中間答申について

渡邊教育長 次に、日程12、報告第19号、「相模原市学校給食あり方検討委員会からの中間答申について」、事務局より説明いたします。

鈴木学校給食課長 相模原市学校給食あり方検討委員会から11月7日に中間答申をいただきましたことから、その内容についてご報告するものでございます。

資料2枚おめくりいただきまして、中間答申本体、下にページ番号1と記載してあるページからご参照いただければと存じます。

まず、この答申についてでございますが、教育委員会から本年6月21日付で諮問した内容に対する答申でございまして、1ページ目の下から2段落目、中ほどでございますけれども、まず「相模原市にとってふさわしい給食提供の実施方式」について中間答申をいただいたものでございまして、もう1つの答申内容であります「全員喫食の環境を活用した食育の方針」につきましては、令和5年7月頃を目途に最終答申をいただく予定となっております。

今回の中間答申の具体的な内容でございますけれども、ページをおめくりいただきまして、2ページ目をご覧いただきたいと思います。

四角囲みの中でございますけれども、全員喫食の実現に向けました中学校給食の方向性でございます。

まず、1つ目といたしまして、全員喫食の可能な限りの早期実現及び持続可能な運営。

2つ目といたしまして、安全安心で温かい給食の提供。

3つ目といたしまして、学校給食を活用した食育の充実とされてございます。

続きまして、3ページ目でございます。

先ほどの方向性に基づきまして給食提供の実施方式について、デリバリー方式、親子方式、自校方式、センター方式、それぞれについて、どの方式が本市においてふさわしい実施方式かというのを具体的に検討いただいた内容となっております。

続いて、4ページ目でございますけれども、そうした審議の結果、また四角囲みの中でございますけれども、本市にとってふさわしい給食提供の実施方式といたしましては、「より多くの生徒に、より早く給食を提供することができ、持続可能性の高いセンター方式を基本とする。センター方式の導入が困難な学校は、自校方式、親子方式の順で検討する」ということで答申をいただいております。

また、(2)でございますけれども、新たな給食センターにつきましては、最低でも2か所必要であり、基本的な機能として安全安心で温かい給食提供、持続可能な運営に係る機能を備えたものとする事とご意見をいただいております。

具体的には、学校給食衛生管理基準に適合した高度な衛生管理機能に加えまして食物アレルギー対応ですとか安定した配送体制、適温提供といった安全安心で温かい給食を提供できる機能を備えることや、小学校給食室や既存の学校給食センターの改修工事等の工事期間中のバックアップ機能も備えることで全市的な全員喫食に貢献できる施設になることが望まれるというものでございます。

こうした答申をいただきまして、今後でございますけれども、この答申の趣旨を踏まえまして現在の中学校完全給食実施方針の改定に向けた準備を進めておりまして、改めましてその内容をお諮りさせていただきたいと考えてございます。

以上、相模原市学校給食あり方検討委員会からの中間答申についてご報告申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。

これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

白石委員 中間答申ということで今ご説明をいただきましたけども、これからの方向性が見えてきたということで、なるべく早く実現できるようにお願いしたいというところと、やっていく中でいろいろな課題ですとか、また新たな問題ですとか出てくるかもしれませんが、ぜひ皆さんで知恵を出し合って実現可能な方法に取り組んでいただければと思います。意見として述べさせていただきます。

渡邊教育長 この給食に関しては、今後も引き続き検討が進められるものですので、ぜひ今後ご意見等をいただければと思っております。

では、この件は終わりにさせていただきたいと思っております。

それでは、ここで、前回定例会後の私の活動状況等について、ご報告をさせていただきます。

10月22日土曜日に銀河連邦首脳が集まりまして、その招待事業として昼食会、レセプションがありまして、出席をさせていただきました。宇宙関連施設JAXA等がある都市、市町村の市長、町長や議長等が集まりまして意見交換などを主に行いました。やはりこういった交流がとても大切ということを確認する中で、学校にJAXAからスタッフの方を派遣していただいて教育活動に参画いただくことも重要だというような意見交換がさ

れました。

それから、夜間中学の視察をさせていただきました。大変熱心な教育が行われており、生徒の皆さんがとても熱い思いを持って教育を受けていらっしゃる、自ら学習されている様子も拝見できました。初めて校外活動をされて、普段とは違うレクリエーション活動に参加されて先生方とも交流されている様子を拝見でき、コミュニケーションを取られていい関係が築かれていることを確認させていただきました。

それから、幾つかの施設、学校等も視察をさせていただいて、藤野北小学校ですとか鳥屋中学校の工事の状況などを確認いたしました。尾崎弔堂記念館ですとか、そういった生涯学習施設も拝見しましたし、不登校のお子さんが通われている教室の様子なども拝見する機会もございました。

それと、10月26日ですが、相模原市いじめ防止フォーラム、白石委員もご参加をいただいたところですが、「共に認め合う仲間づくりに向けて～一人ひとりが自分らしく輝き、多様な人々が共に生きるために～」というテーマで南区の児童・生徒の皆さん、先生方、また一般の方にも参加していただいてオンラインによる開催をすることができまして、とてもいい意見交換をされていることを拝見することができました。こういったことで皆さんが課題に真剣に向き合い、取り組んでいただいているということも拝見できてよかったと思っております。

それから、11月10日、神奈川県市町村教育長会連合会の総会がございまして、県下の教育長の皆さんと初めて、顔合わせをさせていただきました。各市で中学校部活動の地域移行について取組や検討が始まっており、まだまだこれからという状況のようでしたけど、そういったことや不登校対策についてもいろいろな形で取組が行われているということも伺ってまいりました。

以上でございます。

では、ここで、次回の会議予定日を確認いたします。次回は、12月26日月曜日、午後3時から第1特別会議室で開催する予定で、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 それでは、次回の会議は12月26日月曜日、午後3時からの開催予定といたします。

ここで、暫時休憩いたします。

なお、再開後の審議については公開しない会議といたしますので、関係する職員以外の

方は退室をしてください。

( 休憩・ 15 : 18 ~ 15 : 20 )

相模原市立学校の教職員の人事について

( 公開しない会議 原案どおり可決 )

相模原市立学校の教職員の人事について

( 公開しない会議 原案どおり可決 )

相模原市立学校の教職員の人事について

( 公開しない会議 原案どおり可決 )

渡邊教育長 ここで休憩いたします。

なお、再開後の審議に係る職員以外は退室してください。

( 休憩・ 16 : 46 ~ 16 : 55 )

相模原市個人情報の保護に関する法律施行条例について

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会条例について

相模原市情報公開条例及び相模原市公文書管理条例の一部を改正する条例について

渡邊教育長 休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、日程5、議案第48号「相模原市個人情報の保護に関する法律施行条例について」、日程6、議案第49号「相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会条例について」、日程7、議案第50号「相模原市情報公開条例及び相模原市公文書管理条例の一部を改正する条例について」は関連しますので、事務局より一括して説明を行い、審議した後に個別で採決を行います。事務局より説明いたします。

兼杉教育総務室長 では、議案第48号から議案第50号について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律、以下個人情報保護法とさせていただきます。こちらが改正されたことに伴い、本市の個人情報保護等に関する条例を整備することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を

求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

はじめに、個人情報保護法の改正概要について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、お手元の概要資料をご覧ください。

当該改正は、令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」によるもので、法改正の趣旨といたしましては、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立が要請される中、団体ごとの個人情報保護条例の規定、適用の相違がデータ流通の支障となり得ることから、全国的な共通ルールを法律で規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することを目的としております。これにより、議会を除く地方公共団体の機関は、個人情報の取扱いについて、国と同じ規律が適用されることとなり、法を補完する役割として条例の整備が必要となったものです。

次に、今回の条例改正の内容についてご説明させていただきます。恐れ入りますが概要資料の裏面上段をご覧ください。

議案第48号、相模原市個人情報の保護に関する法律施行条例について、ご説明申し上げます。本議案は、個人情報保護法の改正に伴い、これまで相模原市個人情報保護条例で規定してありました個人情報の取扱いや開示請求等について、個人情報保護法が直接適用されることとなることから、当該条例の全部を改正し、法の施行条例として整備するものです。

続きまして、議案第49号、相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会条例につきまして、ご説明申し上げます。概要資料の中段をご覧ください。

本議案は、行政不服審査法に規定される事項を処理するための機関である審査会の組織・運営等に関する事項について、これまで本市規則において定めていたものを個人情報保護法の改正に伴い、条例にて整備するものです。

続きまして、議案第50号、相模原市情報公開条例及び相模原市公文書管理条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。概要資料の下段をご覧ください。

本議案は、相模原市情報公開条例及び相模原市公文書管理条例について、個人情報保護法の改正に伴い、公文書の定義に係る規定の改正、公開請求における非公開情報に係る規定及び利用請求における利用対象から除外する歴史的公文書に係る規定の改正、相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会及び相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に係る規定の整理、相模原市個人情報保護条例の条項を引用する規定の改定

その他所要の改正をするものです。いずれの条例につきましても、施行期日は令和5年4月1日としております。

以上で、議案第48号から議案第50号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 規則から条例に変わるというところなのですが、何か、こういうことがすごく変わりますよとか、これはそのまま変わりませんよ、みたいなその辺の概要を教えていただけたらと思います。

清水情報公開・文書管理課総括副主幹 今回、個人情報保護法が改正されまして、それまで相模原市の方では、相模原市個人情報保護条例に基づいて、個人情報の運用も行ってきたのですが、そちらの条例ではなく、法律の方が直接適用されることになりまして、そうしますと、個人情報の定義や取扱いについては、国のルールに基づき、行っていくこととなります。その場合、国と民間と地方が同じルールに基づいて運用されることになりまして、個人情報の保護に併せまして、情報の流通の促進を図ることができるというところが、今回の法律改正の大きな目的になっております。

以上です。

小泉教育長職務代理者 ということは基本的には変わらないということですか。よりセキュリティが高くなっていくということでしょうか。

清水情報公開・文書管理課総括副主幹 今までの個人情報の保護はそのままの状態にしまして、その状態のまま、さらに個人情報の流通を活発にしていく。具体的には、匿名加工情報という新たな制度が設けられる、いわゆるビックデータと呼ばれるものになるのですが、個人情報でも、個人情報を匿名化しまして、個人を特定できないような形にして、例えば国保の病院の受診者に関する情報とか、そういった情報を、それを使う事業者に手数料を取った上で提供いたしまして、その情報を、例えば新薬の開発とか、あと大学の研究につなげると、そういった活用が図られるものと思っております。

以上でございます。

高橋教育局長 今回の法改正の背景といたしましては、平成の一桁の頃から、各自治体の方では個人情報保護条例というのを設けて、個人情報の取扱いについて規定をして、各執行機関において、その適正な保護を図っていかうというところが、全国的な動きとしてご

ございました。各自治体では条例を定めておったのですけれども、基本線はあるのですけれども、自治体間でばらつきがあって、この市ではこれは個人情報、この市ではこれは個人情報ではないというようなことがございました。

それから、30年近く経った中で、ましてこの昨今のICTの活用という部分で言いますと、特にデジタルデータの活用という部分で、さらに推進を図っていこうという考えの下、全国一律の基準をやっと国がここで整備をしたというところが1つ、大きな背景としてございます。

先ほど、情報公開・文書管理課の方からお話ございましたとおり、個人情報を匿名化してビックデータを活用することにより、基本線としては、今まで個人情報が守られていたものが守られなくなってしまうということはないのですけれども、全国一律の統一的な基準がやっとここで図られるというような改正でございます。

平岩委員 個人情報保護はもちろん大事なのですが、情報公開というのもやっぱり大事なことで、今まで知ることができたものが、見られなくなるとか、何か具体的な事柄がもしあるのであれば、教えていただきたいかなと。保護だけでなく公開ということも、これはとても大事なことだと思うのです。

清水情報公開・文書管理課総括副主幹 今のお尋ねでございますが、今回、変わるのは個人情報保護の関係だけでして、情報公開につきましては、今までの制度そのままになります。情報公開制度につきましては、相模原市情報公開条例がありまして、そちらの条例を引き続き使っていくような形になりますので、情報公開制度については今までどおりということになります。

以上でございます。

渡邊教育長 ほかに質疑、ご意見等はございますか。

白石委員 要は、今までの個人情報保護の条例については法の改正によって整備をし直す。その中には、今まで個人情報としてなかなか利用がされてこなかったビックデータと言われる様々なものについては、匿名にしてもっと活用できるように改正をします。それを盛り込んだものが、この改正条例として提案されてという理解はできました。だから、いわゆる情報公開というのは、また別なものということなのですよ。

清水情報公開・文書管理課総括副主幹 今おっしゃっていただいたとおりでございまして、個人情報につきましては、国の制度ということで、匿名加工情報の制度が新たに導入されまして、ビックデータの活用が図られていくということになります。その一方で、情報公

開につきましては、今までの情報公開条例のルールがそのまま適用されますので、これまでと全く変わりはありません。

以上でございます。

岩田委員 ビックデータというときに国としては、今地方の行政もそうだけど、マイナンバー化みたいなところを進めていて、それとの絡みで国と同じ基準でいくというときに、相模原市自体でも温度差は出てくると思うのですが、全然そこは何も影響はないのですか。

清水情報公開・文書管理課総括副主幹 今のご質問としては、国の基準が適用されることによって何か変わりがないかということだと思っておりますけれども、例えば、今まで目的外利用とか、あとオンライン結合といった、新たに情報を活用するような場合につきましては、基本的には相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の方に諮問いたしまして、そちらで答申を受けたものについては活用ができるようなことになっていたのですが、今後はそういった情報の制限を設けることは基本的に認められないことになっていまして、基本的には国の法律やガイドラインなどに基きまして運用していくこととなります。

そういったことで、個人情報保護委員会の方で一元的に管理するような形になります。

以上でございます。

岩田委員 そうしたら、先ほど公開の方については影響を受けないとのことですが、公開の方は今までの国のスタンダードと、たまたま相模原のやり方とはイコールだったから影響を受けないということなのですか。保護の方については国に何か合わせるから、今言ったような少し細かいところで違いが出てくるのかもしれないけど、公開する方は変わらないというのは、国と同じにしても、もともと相模原市は国と同じだったのですよということなのか、でも本当に切り分けて今回は保護のところは国になるけど、オープンの方の公開の方は国の方の基準に則らないというふうに、その辺がちょっとまだ分からないのですけど。

清水情報公開・文書管理課総括副主幹 国と地方で個人情報も情報公開も違う点は幾つかございまして、例えば個人情報保護も情報公開も、開示請求の場合に、国が手数料を取っているのですが、市の方ではそちら無料になっていまして、ただ、通知の交付がある場合だけ実費を徴収させていただいております。そちらの制度は国の制度を使う場合であっても、今までどおり引き続き手数料は無料とさせていただきます、写しの交付のとき

だけ実費の方を徴収させていただくということで、それは現行どおりの仕組みでやらせていただくこととなります。

そういった国の制度を使うといっても、今までの市の独自性というのは、引き続き維持していきたいと考えております。

以上でございます。

岩田委員 何をオープンにして何をオープンにしないかという、その決め方の、どこが誰がどういう基準で決めるかというところが、今回国と一緒にするよというふうになっても変わらないということで、了解していいのか、その辺教えていただければ。

清水情報公開・文書管理課総括副主幹 何を公開にしてというところなのですが、基本的に国の情報公開法と個人情報保護法というのがありまして、市の方では情報公開条例と個人情報保護条例があるのですが、非開示情報の規定がほとんど同じ内容になっていて、細かいところで調整が必要なのですが、今までの非公開情報が全く変わらないということになっていますので、国にそろえたとしても、その部分については変わらないと考えております。

以上でございます。

岩田委員 さっき平岩委員が言ったように、やはり市民にしてみれば、もちろん保護してもらって、個人個人の保護のデータが出てくるのも困るけども、市民として、もしくは国で言ったときには国民として見ていく、審査していくときに、その公開というところが何か国と一緒にしてしまうことで、相模原市レベルで言うと、市民の権利としての不利益が生じないのかどうかということ、やっぱり私たちが心配しているところだと思うのですよね。

高橋教育局長 情報公開の部分で申し上げますと、国の法律はございますけれども、今までどおりという基本線でございます。細かいところの差異はありますけれども、大筋のところでは本市の情報公開条例と国の法律に相違があるわけではございませんので、知る権利という部分の情報公開という部分では従前に則り、今回の個人情報の保護の部分で申し上げますと、各市において条例をつくっていったことで、例えば教育委員会、それから市長部局それぞれに個人情報を持っていて、それらを活用するときには、その市の審議会に諮って承認をもらわないと活用できなかった、あるいは、活用したくても審議会承認をいただけないので、活用できなかったという事例がございます。

今回、法改正で全国一律の横軸が通りますので、ここの個人情報保護委員会、国の委員

会で一定の活用の基準が図れる。その中では当然個人情報も保護された中で、先ほどデータの匿名化というなお話もございましたけれども、そういった中で運用がされていくというふうに理解しているところでございます。

以上です。

渡邊教育長 委員がご心配されているところは、守ってほしいところが守られなくなる心配、また、公開は変わらないということですが、公開してほしいところが公開されなくなる、そういうような不利益がないのか、今までと比べて、そこのところのようなのですね。

岩田委員 一律になるというところで、一人の情報を1つのところで管理していたので、今までは縦割りで不便だったけど、今後は1つの情報で全部分かってしまって、何かのミスで漏れたときには、リスクがあるだろうなという感じですね。

清水情報公開・文書管理課総括副主幹 今のご心配の点なのですけれども、安全管理措置と言いまして、情報のセキュリティーの面については、今まで以上に強化していきたいとは思っておりまして、それについては国の方も少なくとも年1回以上、必ず立ち入って実地検査を行うというふうになっていまして、個人情報の適切な取扱いがなされているかどうか、市の方でも、例えば委託先に検査を行ったりとか、厳しい目で見ていかななくてはいけないと考えておりますので、そういう点の安全管理措置というのは、今までと同等以上のものが維持できると思っております。

以上でございます。

渡邊教育長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑、ご意見等はございませんか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 では、ありませんので、これより採決を行います。

議案第48号、「相模原市個人情報の保護に関する法律施行条例について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第48号は可決されました。

次に、議案第49号、「相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会条例について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第49号は可決されました。

次に、議案第50号、「相模原市情報公開条例及び相模原市公文書管理条例の一部を改正する条例について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第50号は可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

なお、再開後の審議に係る職員以外は退出してください。

(休憩・17:19～17:20)

相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

渡邊教育長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程8、議案第51号、「相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

細川学校教育部長 議案第51号、「相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

はじめに、議案の最終ページをご覧いただきたいと存じます。

提案の理由でございますが、本件は本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の給与等を勘案し、一般職の職員の給料、期末手当及び勤勉手当に係る規定の改正、その他所要の改正をすることについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により相模原市長から意見を求められたため、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定に基づき、これに同意いたしたく提案するものでございます。

恐れ入りますが、議案とは別にお配りいたしました議案第51号関係資料の2ページ下段、(3)をご覧いただきたいと存じます。

今回の意見聴取の対象となります相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。教育職給料表及び学校事務職給料表について、本市人事委員会の職員の給与に関する勧告等を勘案し、若年層に重点を置き、給料月額を引き上げるものでございまして、教育職給料表の適用を受ける職員につきましては、平均改定額739円、改定率にいたしますと、平均0.22%の増額改定を、また学校事務職給料表の適用を受ける職員につきましては、平均改定額901円、改定率にいたしますと、平均0.33%の増額改定を行うものでございます。

また、次ページ2の施行期日等につきましては、令和4年12月1日とするものですが、ただいまご説明いたしました1の(3)の規定につきましては、令和4年4月1日に遡り適用するものがございます。

恐れ入りますが、関係資料の1ページにお戻りください。

下段のイ、勤勉手当の支給割合の改定につきましては、勤勉手当の合計を0.1月引き上げるものございまして、教育職給料表及び学校事務職給料表の適用を受ける職員につきましても、同様に引上げとなるものがございます。

以上で、議案第51号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

白石委員 人事委員会勧告に基づいての改定だと思うのですが、昨年度に比べて今年度の改定はどのような違いがあるか、上がったのか下がったのかとか、ありましたら教えてください。

長谷川教職員給与厚生課長 昨年度の人事委員会勧告につきましては、月例の給料は据置きとなっております。増額も減額もございませんでした。一方、期末勤勉手当につきましては、期末手当で0.15月引き下げがされたところでございます。

以上です。

白石委員 昨年は下がり、今年また元に戻ったということではよろしいのでしょうか。今年度は上がっているのですよね。

長谷川教職員給与厚生課長 昨年下がらなかった部分の月例の給料につきましては、今年度上がった状態で、一方、期末手当につきましては、昨年度0.15月下がったところを今年度は勤勉手当で0.1月上がったということで、ちょっとそこについては戻して切れていない状況でございます。

以上です。

渡邊教育長 先ほど若年層でというお話があったと思うのですが、そこをもう少し具体的にお話しすることは可能ですか。

長谷川教職員給与厚生課長 具体的には、若年層の年齢で申しますと、34歳以下の職員がいる部分の給与等の改定が行われます。金額にいたしまして、最大で5,500円の増、最小で200円の増、その辺の年齢層の方に対して上がっているのですけれども、基本的

に若い人ほど上がっている、具体的には高卒での初任給が5,500円上がり、大卒での初任給が3,000円上がる置き換えがされておりまして、あとはそれぞれ慣らすような形で上げがされているような状況でございます。

以上です。

渡邊教育長 ほかに質疑、ご意見等がございませんようでしたら、採決を行います。

議案第51号、「相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第51号は可決されました。

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について

渡邊教育長 次に、日程9、議案第52号、「相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

兼杉教育総務室長 では、議案第52号について、ご説明申し上げます。

議案第52号、下の部分に提案理由がございますのでご確認いただければと思います。

本議案につきましては、国の特別職の職員に対する期末手当並びに本市の一般職の職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給割合を勘案し、市長等常勤の特別職の期末手当の支給割合に係る規定を改正することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により相模原市長から意見を求められたため、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定により、これに同意いたしたく提案するものでございます。

資料の2枚目、議案第52号、別紙の裏面をご覧ください。

条例の改正内容といたしましては、本市の一般職の職員に対する期末手当の支給割合等を勘案し、教育長を含む市長等常勤の特別職の期末手当の年間支給割合を現行の3.2月から0.05月引上げ、3.25月とするものでございます。

以上で、議案第52号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

質疑、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 ごございませんので、これより採決を行います。

議案第52号、「相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第52号は可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

なお、再開後の審議に係る職員以外は退室してください。

(休憩・17:31～17:35)

令和4年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について

令和4年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について

渡邊教育長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程10、議案第53号、「令和4年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について」、日程11、議案第54号、「令和4年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について」は関連しますので、事務局より一括して説明を行い、審議した後に個別で採決を行います。事務局より説明いたします。

細川学校教育部長 議案第53号及び議案第54号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、令和4年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

はじめに、議案第53号、令和4年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第8号)につきまして、ご説明申し上げます。

議案第53号、別紙、令和4年度相模原市一般会計補正予算(第8号)(教育委員会所掌分)の2ページをお開きいただきたいと存じます。

はじめに、教育費全体の補正についてご説明申し上げます。

款50教育費でございますが、補正前の歳出予算額457億3,750万円から2億2,785万円を増額し、計459億6,535万円とするものでございます。

次に、教育委員会の所掌に係る予算の補正の内容について、ご説明申し上げます。

款50教育費、項5教育総務費、目10事務局費及び下段の項20社会教育費、目5社

会教育総務費でございますが、それぞれの説明欄 1 の職員給与費につきまして、人事委員会勧告に対応するため、職員の給与等を増額するものでございます。

項 1 0 小学校費、目 5 学校管理費及び項 1 5 中学校費、目 5 学校管理費でございますが、それぞれの説明欄 1 の職員給与費につきまして、人事委員会勧告に対応するため、市立小・中学校等に勤務する職員の給与等を増額するものでございます。

以上で、議案第 5 3 号についてのご説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 5 4 号、令和 4 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正（第 9 号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案第 5 4 号、別紙、令和 4 年度相模原市一般会計補正予算（第 9 号）（教育委員会所掌分）の 8 ページをお開きいただきたいと存じます。

はじめに、教育費全体の補正についてご説明申し上げます。

款 5 0 教育費でございますが、補正前の歳出予算額 4 5 9 億 6 , 5 3 5 万円から 2 6 億 1 , 8 8 5 万円を増額し、計 4 8 5 億 8 , 4 2 1 万円とするものでございます。

次に、教育委員会の所掌に係る予算の補正の内容について、ご説明申し上げます。

款 5 0 教育費、項 5 教育総務費、目 2 0 学校給食センター費でございますが、説明欄 1 の施設運営費につきましては、燃料価格高騰に伴う電気、ガス料金の上昇に対応するため、各学校給食センターにおける光熱費をそれぞれ増額するものでございます。なお、以下の小・中学校と社会教育施設等における燃料価格高騰に伴う光熱費の増額につきましては、説明を割愛させていただきます。

項 1 0 小学校費、目 2 0 学校建設費及び下段の項 1 5 中学校費、目 2 0 学校建設費でございますが、それぞれの説明欄 1 の小学校校舎改造事業及び中学校校舎改造事業につきましては、小・中学校校舎の長寿命化改修を行うに当たり、小学校費を 1 5 億 5 , 5 5 0 万円、中学校費を 8 億 8 , 6 6 0 万円増額するものでございます。

次に、関連する歳入につきまして、ご説明申し上げます。4 ページにお戻りいただきたいと存じます。

款 9 0 市債、項 5 市債、目 4 0 教育債でございますが、それぞれの説明欄 1 の緊急防災・減災事業債を小・中学校校舎改造事業に対して見込むものでございます。

次に、関連する繰越明許費補正につきまして、ご説明申し上げます。

1 ページにお戻りいただきたいと存じます。

中段の款 5 0 教育費、項 1 0 小学校費及び項 1 5 中学校費につきましては、小・中学校

校舎改造事業における長寿命化改修工事について、年度内の完了が見込めないことから、令和5年度への繰越明許費を設定するものでございます。

次に、関連する地方債補正につきまして、ご説明申し上げます。

下段の教育債につきましては、先ほどご説明させていただきました緊急防災・減災事業債に係る起債額を増額するものでございます。

次に、継続費補正につきまして、ご説明申し上げます。

上段の款50教育費、項10小学校費につきましては、谷口小学校校舎の増改築工事を行うため、令和4年度から令和6年度までの継続費を設定するものでございます。

以上で、議案第53号及び54号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

白石委員 議案の53号、54号は同じ補正予算なのですが、2つに分けているのは、人事委員会勧告の人件費に係る部分として捉えて分けられているのでしょうか。

兼杉教育総務室長 補正予算第8号につきましては、先に市議会で議決をいただく必要があるものでございますことから、9号とは区別をさせていただいております。

9号の一般補正予算につきましては、通常のスケジュールで議決いただくものでございますので、8号と9号とで分けさせていただいております。

渡邊教育長 8号に関しては、12月に実際に人件費を支給する必要があるために、議決を急ぐ案件ということで、議案が分かれております。9号の補正予算については、12月議会の最終日に議会で議決を行う案件のため、議決の日が違うということで、議案が分かれております。

白石委員 別として取り扱わないと、ちょっと支障が出るということですね。

渡邊教育長 採決日が異なるということで、急ぐものだけを議案として8号にまとめているということです。

私から1つ。谷口小学校の校舎の増改築工事、令和4年度から令和6年度までの継続費を設定ということですが、長期間にわたる工事になるのでしょうか。

米山学校施設課長 この工事につきましては、実際の工事としては、5年度、6年度を予定しております。ただ、金額が大きいものですので、工事議案として契約いたしますので、6月の議案で議決をいただきたいというふうに考えておるところでございます。そういった

しますと、早めに契約をしておかないといけませんので、今年度末に公告をして、実際の仮契約は3月末とか4月になりまして、それから6月で議決をいただくと、直ちに工事に入れるということで、一応4、5、6の設定はしておるのですけれども、実際4年度については、仮契約の部分だけで、金額的なものは発生しませんので、実際金額としては5年度、6年度で設定しているという、そういう状況になっております。

白石委員 谷口小学校については、要は児童数が非常に増えるとか、これから想定されるので、補正を組んで早めに取りかかりたいということなのではないでしょうか。

米山学校施設課長 そうです。おっしゃられるとおり、今後校舎、増改築する必要がございます。今年度プールを既に解体したのですが、その部分に新たに校舎を造る予定で進めているところでございます。

以上です。

渡邊教育長 よろしいですか。ほかに何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第53号、「令和4年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第53号は可決されました。

次に、議案第54号「令和4年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第54号は可決されました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。

閉 会

午後 5時50分 閉会